

モントリオール議定書とは

正式名称は「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書」。
成層圏のオゾン層を破壊する元となるフロン等の規制に向け、オゾン層破壊物質の削減スケジュールや貿易の規制等具体的措置を定めたものです。

1985年に採択された「オゾン層保護のためのウィーン条約」に基づき、1987年に採択されたもので、これにより、特定フロン、ハロン、四塩化炭素などが1996年以降全廃となっています。

同議定書の締約国会合は毎年開催されており、必要に応じて改正を行い規制強化を図っていますが、97年改正では、（1）臭化メチルの規制スケジュールの前倒し、（2）臭化メチルについての非締約国との貿易禁止、（3）使用済み物質を含むオゾン層破壊物質の輸出入管理制度の構築――などが取り決められ、1999年11月に発効しています。

また、99年改正では、（1）先進国と途上国のHCFC生産量規制スケジュールの決定、（2）プロモクロロメタンの生産量・消費量規制の着手、（3）HCFC、プロモクロロメタンについての条約非締約国との貿易の禁止――などが取り決められ、2002年2月に発効しています。

これらの改正について、日本では2002年7月の国会承認、2002年8月の受諾書寄託を経て、2002年11月28日に改定議定書の効力が発生しています。